

(案)

埼玉県における施設の使用停止等の協力要請の一部緩和について

令和2年6月4日

新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「法」という。）に基づき、令和2年5月7日から令和2年6月18日までの期間で施設の使用停止等の協力を要請しているところですが、県内の感染状況及び専門家の意見等を踏まえ、下記のとおり一部緩和します。

1 協力要請事項

施設の使用停止等の協力要請（法第24条第9項）

2 対象施設

施設の種類	内 訳
運動施設等	スポーツジム、ホットヨガ、ヨガスタジオなど
遊興施設等	カラオケボックス★ など

★ 個室をオフィス用としてテレワークに活用しない場合

3 緩和内容

徹底した感染防止策を講じることを前提に対象外とする。